

令和5年度
住宅型有料老人ホーム事業
集団指導資料

札幌市有料老人ホーム
設置運営指導指針について

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

目 次

1	実地検査について	P 3
2	運営基準について	P 4
3	根拠法令（関係法令）及び指針等	P 11
4	変更の届出、廃止・休止の届出	P 12

1 実施検査について

老人福祉法の目的を達成するため、必要な資料等の提出を求め、その資料等に基づき、事業所に立ち入り、検査を実施します。また、緊急に有料老人ホームの実態等を把握する必要がある場合にも、事業所に立ち入ることがあります

(1) 実地検査

- 老人福祉法等の関係法令、有料老人ホーム設置運営指導指針、事業所の管理（運営）規定等に基づき、適切な運営がなされているかを確認するもの。
- 事業所において書類の確認や管理者等からのヒアリングを実施します。

- ・ 札幌市有料老人ホーム指導検査実施要綱（令和3年7月1日改訂）
札幌市ホームページに掲載しています。
- ・ <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

2 運営基準について

1. 重要事項説明書の作成と記載事項との一致について

ア 作成、入居希望者へ説明、交付が必要（以下、施設）

運営形態	様式
有料老人ホーム ※1	別記第1号様式
サービス付き高齢者向け住宅	別記第2号様式（＝別紙3 有料老人ホームの重要事項説明書追加版）or 別紙3＋別記第1号様式 ※2

※1 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホーム

※2 別記第2号様式（＝別紙3 有料老人ホームの重要事項説明書追加版）は、サービス付き高齢者向け住宅の登録時に作成する別紙3と有料老人ホーム重要事項説明書（別記第1号様式）の記載事項を一体化、簡素化した様式です。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の提供を行う場合は除く）は、別記第2号様式（＝別紙3 有料老人ホームの重要事項説明書追加版）に基づき作成することで、有料老人ホーム重要事項説明書に代替できます（二つの説明書の作成が不要）

<各様式>

別記第1、2号様式	http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html
別紙3様式	https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/08osirase/koumoku/satuki.html

イ 実際のサービス提供等と重要事項説明書の記載事項の一致

サービス内容の変更や職員の入れ替わりがあった際は、重要事項説明書の「サービスの内容」や、「職員体制」も適宜更新が必要。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第13-4】

留意事項

・「サービスの内容」について、有料老人ホームとして提供するサービスに着目して記載（選択）してください。

運営規程（＝管理規程）では、住宅としての介護サービスは提供しないと記載があるものの、重要事項説明書のサービス内容で自ら実施（又は委託）と記載されている事例が一部見られます。運営規定と重要事項説明書の内容を合致させるとともに、実態に即した内容となるよう正確に記載してください。

・「職員体制」について、有料老人ホームの職員についてのみ記載してください。

併設の事業所職員も合わせた職員体制が記載されている事例が散見されています。入居者に誤解を与えることがないように実態に即して正確に記載してください。

2. 帳簿の整備について

老人福祉法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。

- ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況
- イ 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- ウ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容
 - ① 入浴、排せつ又は食事の介護
 - ② 食事の提供
 - ③ 洗濯、掃除等の家事の供与
 - ④ 健康管理の供与
 - ⑤ 安否確認又は状況把握サービス
 - ⑥ 生活相談サービス
- エ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- オ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- カ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
- キ 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- ク 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-3】

留意事項

入居者が退所及び死亡した場合でも、2年間は作成した帳簿を保存して置くことが求められます。誤って処分しないようご注意ください。

3. 職員の衛生管理等について

- ア 採用時及び年1回以上の定期的な健康診断の実施が必要。
特定業務従事者（夜勤員）は6か月に1回必要（年2回）
- ※ 年2回健康診断が必要な夜勤職員は、6か月を平均して1か月4回以上深夜業に従事している職員。
- イ 職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、職員の相談窓口の設置等措置を行うこと。また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為に対し、職員の相談に応じかつ適切に対応するために必要な組織的な体制を整備すること。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第8-4】

4. 研修について

以下の研修を年1回以上実施。また、研修は実施日・参加者・使用した資料が確認できるよう記録を残すこと。

- ア 高齢者の心身の特性等に係る研修
- イ 事故発生の防止のための研修
- ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
- エ 高齢者虐待防止のための研修(高齢者虐待防止法に触れた実施が望ましい)
- オ 身体的拘束等の適正化のための研修

留意事項

研修実施について、職員同士で知識の習熟等を相互に確認できる機会であることが望ましいため、対面等の方法による実践的な研修実施が必要です。しかし、感染症の流行等により、やむを得ず開催が困難な場合となった場合は、資料配布等の書面による研修実施等の代替も認めておりますが、形式的なものとならないよう留意してください。

★認知症介護基礎研修について(令和6年4月1日義務化)

介護に直接関わる職員(主に無資格者)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるため必要な措置を講じること

※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第8-2】

5. 事故について

- ア 事故発生防止のための指針(マニュアル)の整備
- イ 事故発生防止のための委員会設置(実施担当者を置くこと)
委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- ウ 記録の整備
事故発生時の記録を施設様式で作成・保管し、職員間で共有する。
- エ 事故報告
サービス提供中に起きた事故は、本市に報告が必要。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第13-8・13-9】

(1) 事故報告対象の基準について

①利用者処遇に関するもの

- ア 死亡事故(病気によるものを除く。)
- イ 虐待

- ウ 失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
- エ 骨折・打撲・裂傷等（医療機関に受診したもの）
- オ 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬
- カ 不法行為
- キ 無断外出（見つかった場合）
- ク その他（送迎中の事故等）
- ②施設・事業所及び役職員に関するもの
 - ア 不適切な会計処理
 - イ 不法行為等
- ③その他
 - ア 事件報道が行われた場合
 - イ その他必要と認められる場合

【札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱】

6. 感染症・食中毒について

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（マニュアル）整備
- イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会の設置
小規模施設については、委員会という形ではなくともミーティングなどの機会に情報共有する場があればよい。
- ウ 職員への定期的な感染症予防及び食中毒予防及びまん延防止のための研修
- エ 札幌市への報告（※以下報告が必要な場合）
※社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等
主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告
するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患
者が1週間以内に2名以上発生した場合
イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用
者の半数以上発生した場合
ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が
疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第13-10】

7. 避難訓練について

避難訓練は年2回、うち1回は夜間想定での実施が必要。

【消防法施行規則第3条第10項、札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-5】

留意事項

今年度の実地検査において、年2回で実施する必要がある避難訓練を実施していない、1回のみ実施した、または2回実施したがうち夜間想定ではないとの事例が散見されました。消防法に違反する場合は法令違反となり、文書指導の対象となります。消防法を遵守した運営を行ってください。

8. 非常災害について

ア 非常災害対策計画の策定

地域の実情に応じた計画の策定が必要。風水害、地震等想定したもの。

イ 災害対策訓練の実施

水害・風害・土砂災害等を想定した災害対策訓練が必要（避難、救出その他必要な訓練）。地域住民の参加が得られるような連携に努めること。

ウ 地震等大規模災害に備え、食料、飲料水を備蓄することが望ましい。

入居者1人につき3日分の備えることが望ましい。また、ライフラインが停止した時を想定し、具体的な提供方法も検討する必要がある。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-8】

留意事項

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる（施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容）。

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制

参考（平成28年9月9日老高発0909第1号厚生労働省老健局課長連名通知）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161027_sankosiry05.pdf

9. 業務継続計画策定（BCP）について（令和6年4月1日義務化）

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うため、非常時体制下での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じること。

計画策定にあたり、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照とする。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/douga_00002.html

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施すること。

訓練について、机上を含め実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせることが適切である。

ウ 定期的に業務継続計画を見直す。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-11】

留意事項

来年度からは義務化となりますので、計画的な策定をしてください。なお、策定にあたり、感染症と自然災害の両方を想定した計画となるよう注意してください。

10. 運営懇談会

ア 年1回以上の開催が必要

イ 第三者的立場にある民生委員等を加えることが望ましい

ウ 入居者の状況・サービス提供の状況、法人及び施設の収支状況を内容に盛り込む

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-10】

留意事項

書面開催を実施する際の注意点として、重要と思われる施設の状態を報告すると同時に、入居者の意見や苦情等を拾い上げる機会である必要があるため留意してください。

11. 身体的拘束等の適正化について

ア 身体的拘束等の適正化を図るための委員会を三月に一回以上開催する。

委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

イ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(例：委員会の開催頻度や委員会の構成員等の内容)

③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(例：定期的な研修の実施、新規採用時は別途新人研修を実施等の具体的な内容)

ウ やむを得ず身体拘束をする場合

① 記録の整備

態様、時間、入居者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録が必要

② 切迫性・非代替性・一時性の三要素の検討

身体拘束 0 の手引きに則っているか

③ 本人・家族に定期的に説明し、同意を得ているか。

同意書の同意期間は 1 か月が目安

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第 10-7】

12. 虐待防止について(令和 6 年 4 月 1 日義務化)

ア 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づき、入居者の保護のための施策に協力すること

イ 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、職員への周知徹底

ウ 虐待防止のための指針整備

エ 虐待防止のための定期的な研修開催

オ イ～エの適切な実施実現のための担当者を配置

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第 10-4、高齢者虐待の防止、

高齢者の養護者に対する支援等に関する法律】

★【2 運営基準について】の 1～12 について、札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針のうち、特に重要だと考えた部分を抜粋したものであり、指針の内容を全て網羅できるものではありませんので、改めて運営指導指針をご確認してください。

※各種委員会について

種類	頻度
身体的拘束等の適正化を図るための委員会	3 か月に 1 回程度
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会	6 か月に 1 回程度
虐待防止のための対策を検討する委員会	定期的な開催
事故発生防止のための委員会	定期的な開催

※運営にあたり、各種委員会を設ける必要がありますが、必ずしも個別に委員会を実施するものではありません。職員会議等で身体拘束の状況、感染症発生の有無、虐待防止対策及び事故発生状況等の有事の対応方法等を職員間で確認する場を設けることが求められています。各施設においては、委員会設置の趣旨をご理解頂き、確実な実施・記録の保存を行って下さい。

3 根拠法令（関係法令）及び指針等

1. 根拠法令等

- 老人福祉法第 29 条
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 消防法施行規則第 3 条第 10 項

2. 有料老人ホームに関する要綱・要領及び指針

有料老人ホームに関する要綱・要領及び指針を以下のとおりご確認ください。

- 札幌市有料老人ホーム設置運営指導要綱（※令和 3 年 7 月 1 日から適用）
 - 札幌市有料老人ホーム設置運営手続要領（※平成 28 年 4 月 1 日から適用）
 - 札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針（※令和 3 年 7 月 1 日から適用）
- 本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

4 変更の届出、廃止・休止の届出

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが老人福祉法第 29 条により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

<p>変更届</p>	<p>○ 届出内容に変更があった場合には「札幌市有料老人ホーム設置運営 手続要領」により必要書類を確認の上、変更日から 30 日以内に変更 届出書（別記第 8 号様式）を提出してください。 札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html</p>
<p>廃止届 休止届</p>	<p>○ 廃止又は休止の日の 1 月前までに届出（別記第 9 号様式）を行って ください。 ○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますの で、事前に札幌市へご連絡ください。 札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html</p>
<p>メール アドレスの変 更</p>	<p>○登録されているメールアドレスに変更があった場合には、必要事項 を記載して電子メールにて届出を行ってください。 札幌市役所介護保険課電子メールアドレス 【shisetsu.shido@city.sapporo.jp】</p>